

会社と社員、双方にとってメリットが大きい退職金制度！

『企業型確定拠出年金』 を知っておこう！

近年、深刻化する人材不足・採用難の中、退職金制度についてのお問合せが増えております。

本セミナーでは、退職金制度の目的・役割等のそもそも論から「企業型確定拠出年金」の概要まで、企業のお役に立つ内容を分かり易く解説させていただきます。



<参考>企業型確定拠出年金について

有利な理由

- ①掛金は全額法人の経費
- ②個人は受け取るまで非課税
- ③一時金の受け取りは退職所得として分離課税

安心の理由

- ①確定拠出年金の口座内の資産は個人に帰属
- ②みずほ信託銀行が年金資産を分別管理
- ③投資信託の他、銀行の定期預金でも運用可

日時

2023年5月25日(木)
13:30~15:00

場所

アクトシティ浜松
研修交流センター 401会議室
(静岡県浜松市中区板屋町 111-1)

定員

会場：30名(先着順)

参加費

無料

講師

特定社会保険労務士
戦略経営MBA 村松貴通
ファイナンシャルアドバイザー
居城佑治氏

お申込みをお待ちしております

FAX

053-586-5579

セミナーへ参加します

興味があります

事業所名		業種	従業員数	名
所在地	〒			
役職(所属)	氏名	E-mail アドレス		
		電話	()	—
		FAX	()	—

※お申込にかかるお客様の個人情報については、本件と労務管理情報の提供以外では使用しません。



社会保険労務士法人村松事務所
株式会社浜松人事コンサルタント

〒434-0014 浜松市浜北区本沢合 829
TEL 053-586-5318 FAX 053-586-5579

村松 社労士

検索



一人からでも
加入可能

企 業 型

確 定 拠 出 年 金

? 確定拠出年金とは？

拠出された掛金とその運用収益との合計額をもとに、将来の給付額が決定する年金制度です。確定拠出年金には「企業型」と「個人型」の2種類あり、掛金を事業主が拠出する企業型確定拠出年金と、加入者自身が拠出する個人型確定拠出年金があります。

「企業型確定拠出年金」を導入することにより、**税制優遇**や新たな**福利厚生制度**の設立等、社長・従業員・会社にとってメリットがたくさんありますので、知っておかれてはいかがでしょうか。



企業型



個人型

こんな
事業主さんに
おすすめです

- ✓ 従業員の福利厚生を充実させて、従業員のモチベーションをあげたい
- ✓ 社長・役員にも役員退職慰労金の規定を定めたい
- ✓ 税金・社会保険料優遇措置を活用して、会社に残したい

「企業型確定拠出年金」の3つのメリット

1

採用・従業員の定着率の向上

新たな福利厚生制度として年金制度を導入することで、従業員の満足度UPにも繋がります。また、福利厚生が充実しているという見せ方ができるため、採用時にも有利になります。

2

経営者・役員も加入できる

経営者や役員は従業員とは立場が異なるため、社会保険はじめ様々な制度で対象外になりますが、企業型確定拠出年金は、経営者・役員であっても厚生年金の被保険者であれば加入できます。公的な将来への備えが少ない経営者・役員にとってもメリットの大きい制度です。

3

節税対策になるため、会社にお金を残すことができる

「企業型」には、次の3つの税制上のメリットがあります。

1. 掛金は全額非課税で、掛金分の所得税・住民税、社会保険料の負担が軽減されます。
2. 通常、運用益には約20%の税金がかかりますが、確定拠出年金では非課税になります。
3. 年金（または一時金）を受給するときに、退職所得控除や公的年金等控除を利用することができます。